

|   | 御意見の概要  | 御意見に対する考え方   |
|---|---|--|
| 1 | <p>「死亡の届書に添付することが規定される診断書又は検案書について、市町村長が、これらの書面により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合」とは具体的にどのような場合か。</p> | <p>死亡届とは別に電子的に作成・送付された死亡診断書等の内容を市区町村長が確認できる場合を想定しています。</p>   |
| 2 | <p>改正内容に基づいて死亡届出をした場合において、死亡診断書を含めた記載事項証明書を必要とする場合の取扱いについて、検討願います。</p>                                | <p>診断書又は検案書を添付することを要しない場合であっても、これらの内容が記載事項証明書において証明可能となるよう対応します。</p>   |
| 3 | <p>本改正のメリットは何か。<br/>場合によっては自治体の事務が煩雑になるとおられるかどうか。</p>   | <p>No.1の御意見に対する考え方でお示した仕組みを導入した場合のメリットとしては、判読不能・記載不備書類の減少(死亡診断書の電子的作成により、判読不能や人的ミスが減少することが期待され、人口動態調査票作成業務の正確性の向上にもつながる。)、事務負担の軽減(電子化により死亡診断書の補正や確認の事務負担が軽減されるほか、将来的には人口動態調査票作成業務が手入力からデータ取込みに変更されることにより、事務負担が軽減される。)、住民負担の軽減(死亡に関する手続が電子化、オンライン化されることは遺族の利便性にも資する。)が考えられます。</p> <p>また、市区町村においては、システム上で死亡診断書を参照する際に新たな事務が発生することは事実であるものの、死亡診断書が手書きされたときの判読困難や誤記、それに対する医師への照会等の事務が減少することを踏まえると、全体としては事務量の減縮、効率化に資するものと考えています。</p> |
| 4 | <p>市区町村ごとに実施状況が違っていると、病院や遺族に混乱を招くと思われるので、実施するのであればできる限り全国一斉に実施するよう整備すべき。</p>                          | <p>No.1の御意見に対する考え方でお示した仕組みについては、現在対応可能な市区町村が限られているため、まずは、当該仕組みを導入すると判断された市区町村から運用が開始されることを想定しています。</p>   |

|   | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方                                     |
|---|--|--|
| 5 | <p>今まで通り正しく死亡届の審査・受理及び火葬許可書の交付並びに人口動態調査事務ができることを要望します。</p>   | <p>関係省庁とも連携し、各手続が適切に実施されるよう努めてまいります。</p>       |
| 6 | <p>戸籍法施行規則第68条の努力義務に係る規定が削除されても、戸籍法第118条の但書は摘要されるという解釈でよいか。</p>  | <p>貴見のとおりです。</p>                               |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書交換システムに自治体がアクセスするときは、LGWANのような専用の回線を使用するのか。</li> <li>・文書交換システムにアクセスするためのコードの取扱いについて詳細を示してほしい。</li> <li>・システム障害等により、情報を見ることができなくなるというような状況にはならないのか。</li> <li>・時間外窓口で提出されたときは、死亡診断書の添付の要不要は確認できないと思われるがどうするのか。</li> <li>・診断書や検案書を市区町村にて参照するとあるが、市区町村の端末で情報を閲覧するのみなのか、データが出力できるのか。</li> <li>・死亡診断書を参照する場合、氏名、生年月日、性別のみで個人を特定することになるのか。</li> </ul> | <p>技術的・運用上の詳細については、市区町村に対して適宜連絡・周知をする予定です。</p> |